

令和5年7月7日からの大雨災害義援金募集要綱

令和5年7月20日
日本赤十字社

1 趣旨

令和5年7月7日からの大雨災害により、各県に甚大な被害をもたらしたことから、日本赤十字社では被災県に設置される義援金配分委員会を通じて、被災地の方々の生活を支援するため、義援金の募集を行う。

2 義援金の名称

令和5年7月7日からの大雨災害義援金

3 募集期間

令和5年7月18日（火）から令和6年3月29日（金）まで

4 義援金の振込窓口について

(1) ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00140-7-768596	日赤令和5年7月7日からの大雨災害義援金

※窓口での振り込みの場合は、振込手数料は免除される。

(ATMによる通常払込みおよびゆうちょダイレクトを利用の場合は、所定の振込手数料がかかる。)

(2) 都市銀行

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	普通預金 2787491	日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシヤ)
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	普通預金 2105486	
みずほ銀行	クヌギ支店	普通預金 0620634	

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(3) 福岡県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
福岡銀行	本店営業部	普通預金 6917078	日本赤十字社福岡県支部 支部長 <small>はっとり</small> 服部 <small>せいたろう</small> 誠太郎
西日本シティ銀行	本店営業部	普通預金 3597868	

※福岡県支部の専用口座は令和5年7月18日（火）～令和6年3月29日（金）

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(4) 佐賀県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
佐賀銀行	呉服町支店	普通預金 2060633	日本赤十字社佐賀県支部 支部長 <small>やまぐち</small> 山口 <small>よしのり</small> 祥義

※佐賀県支部の専用口座は令和5年7月18日（火）～令和5年9月19日（火）

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(5) 大分県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
大分銀行	ソーリン支店	普通預金 7507846	日本赤十字社大分県支部 支部長 <small>さとう</small> 佐藤 <small>きいちろう</small> 樹一郎
大分県信用組合	本店営業部	普通預金 4098496	日本赤十字社大分県支部 支部長 <small>さとう</small> 佐藤 <small>きいちろう</small> 樹一郎 (義援金口)

※大分県支部の専用口座は令和5年7月19日（水）～令和5年8月31日（木）

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(6) 島根県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
山陰合同銀行	県庁支店	普通預金 4504439	日本赤十字社島根県支部 支部長 <small>まるやま</small> 丸山 <small>たつや</small> 達也

※島根県支部の専用口座は令和5年7月20日（木）～令和5年8月31日（木）

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

5 義援金の配分

日本赤十字社に送金された義援金は、被災地の方々の生活を支援するため、被災地の行政、共同募金会、日本赤十字社支部等で構成される義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会で決定された配分基準に基づき、被災地の市区町村等の自治体へ配分される。

6 その他

上記の口座は、義援金のみを取り扱うこととする。

7 義援金の税制上の取扱い

上記の口座に振り込まれた義援金は、次のとおり取り扱われる。

(1) 個人の方

当該義援金は、所得税法上の「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となる。

また、地方公共団体に対する寄附金として、「ふるさと納税」に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる。

(2) 法人の方

当該義援金は、法人税法上の「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入できる。

(3) 関係法令

所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号、法人税法第37条第3項第1号

8 受領証の発行

ゆうちょ銀行の振込用紙の半券や金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができる。この場合における税の申告手続きの際は、義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類（本募集要綱など）の添付などが必要になる。

なお、受領証の代用となる書類がない場合や半券等を紛失された場合などにおいて、寄付者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合、申し出により、後日受領証を発送する。

※受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄付者、②寄付した日、③寄付金額、④寄付先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかにされているものに限られる。

【問い合わせ先】

日本赤十字社 事業局 パートナーシップ推進部
TEL : 03-4363-2056（専用ダイヤル）